

我が国における中小企業会計基準と 中小企業融資の現状

櫛 部 幸 子
(鹿児島国際大学)
経済学部専任講師



現在、我が国では2つの中小企業会計基準が併存している状況にある。まず2005年8月1日に、日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会より「中小企業の会計に関する指針（以下、中小会計指針とする）」が公表されている。これは、バブル経済崩壊以降、中小企業が金融機関等の信頼を得て円滑に資金調達を行い、また中小企業経営者が自社の経営状況を把握するために、適切な会計基準に準拠して作成された信頼性の高い計算書類が必要となったためである。さらに2005年に「会社法」が公布され、会計参与制度が導入されたことも策定要因の一つとしてあげられる。この会計参与というのは、会計専門職（公認会計士・税理士）が中小企業の中に入り込み、取締役とともに計算書類を作成するというものである。当然のことながら会計専門職に重い責任が課せられることとなる。そこで「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたり拠ることが適当な会計のあり方を示す」べく「中小会計指針」が策定されたのである。

しかし、その普及は思わしくない。「中小会計指針」は、大企業向けの会計基準より中小企業の会計事象に関係のないものを簡素化・除外することにより策定され、さらに「会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」というシングルスタンダードの考えが根底にあり、依然として大企業と変わらない高度な会計処理が要求されているためである。

中小企業の企業属性として、「経理担当者の人数が少なく、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持っていないこと」があげられるが、このような属性を有する中小企業が、高度な「中小会計指針」に対応することができていないのが現状である。

そこで、中小企業の企業属性・中小企業の会計実務を反映した「中小企業の会計に関する基本要領（以下、中小会計要領とする）」が、2012年2月1日に中小企業庁・金融庁より新たに公表されるに至っている。

中小企業会計基準（中小会計指針・中小会計要領）は、中小企業に対し強制的に適用が求められるものではなく、あくまで任意適用である。そこで多くの中小企業では、法人税法で定める処理を行い、納税を第一の目的として会計が行なわれているのが現状である。

「中小会計要領」は「中小会計指針」に比べ、かなり難易度が低く、適用しやすい内容とな

っている。例えば「中小会計指針」が時価評価を多く取り入れているのに対し、「中小会計要領」は取得原価評価がベースとなる。これは「中小企業において時価を把握することが困難なケースが多くある」との配慮からである。さらに「中小会計指針」では法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合に制限がかけられているが、「中小会計要領」は法人税法で定める処理を積極的に採用し、「中小会計指針」よりも許容範囲が広い。これは、「中小企業が、実務上法人税法に定める処理を行っている場合が多い」ことを考慮したものである。「中小会計要領」は、日々の取引を会計帳簿に記載する「記帳」の重要性をうたっており、必ずしも社内で充実した記帳体制を有していない中小企業が多くあるという現状を考慮に入れ策定されている。現在、我が国では「中小会計指針」と「中小会計要領」が併存しているが、実際のところは「中小会計要領」のみの適用が広がりつつあるといえよう。

中小企業融資における新たな動きとして、日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会より2013年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、2014年2月1日より適用が開始されていることがあげられる。このガイドラインは、中小企業融資の場における「経営者個人保証・連帯保証人が要請される現状」を改善すべく、策定されたものである。このガイドラインの適用が開始された当初、金融機関より「このガイドラインを実際に適用するのは難しい」との声が上がっていた。これは、「回収が危ぶまれる中小企業に対し、個人保証を求めず融資を行うことなどできない」との考えによるものである。そこで、金融機関の中には回収可能性の高い財務状況が優良な中小企業に「経営者保証に関するガイドライン」対応融資を行うというものも出てきた。これでは、本当に資金繰りに苦しむ中小企業に「経営者保証に関するガイドライン」対応融資が行われず本末転倒となりかねない。

この「経営者保証に関するガイドライン」は、全ての中小企業が希望すれば適用できるというものではない。適用要件がいくつかあるが、この要件の一つに「法人から適時適切に財務情報が提供されている」がある。これは中小企業会計基準に準拠して作成された信頼性の高い計算書類をもとに、金融機関が中小企業の将来の収益性・回収可能性を検討し、融資判断を行うことを意味するものである。

「経営者保証に関するガイドライン」に述べられているとおり、金融機関が中小企業融資の際に求める経営者個人保証は、信用補完として資金調達の円滑化に寄与する一面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後に経営が窮地に陥った場合における早期の事業再生を阻害する面もある。

中小企業会計基準の存在は、中小企業融資の現状を改善する一助となると期待されるものである。さらに、中小企業経営者の意識を高め、経営者自らが自社の経営状況を把握し、適切な経営判断を行うことができるものであるともいえよう。

今後、我が国において、更なる中小企業会計基準の普及のための施策・取り組みが行われることを期待するものである。